

## 第 12 回定例教育委員会 会議録

開催月日 平成28年11月24日（木）

開催時間 午後 3 時 00 分から午後 4 時 48 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 守屋 守  
教育長職務代理者 白川 太  
委員 和田 一枝、武者 稚枝子

出席職員 教育次長 宮沢 雅史  
教育監 渡井 渡  
教育監 小川 巖  
学力向上対策監 井上 耕史  
総務課長 小島 良一  
福利給与課長 柏木 精一  
学校施設課長 望月 啓治  
義務教育課長 青柳 達也  
高校教育課長 手島 俊樹  
社会教育課長 岩下 清彦  
スポーツ健康課長 赤岡 重人  
学術文化財課長 小澤 祐樹  
新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹  
国体推進室長 三井 勉  
企画調整主幹 成島 春仁  
総務課総括課長補佐 草間 聖一  
政策企画監（総務課課長補佐）（代 主査 堀江 慎司）  
総務課課長補佐 篠原 孝男  
総務課課長補佐 望月 明男  
総務課副主幹 保垣 利恵  
福利給与課主査 名取 猛  
福利給与課副主査 大澤 希代子  
高校教育課人事管理監 小川 弘一  
学術文化財課文化財指導監 村石 眞澄

傍聴人 1 名

報道 0 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

教育長から飯室委員、野田委員が都合により会議を欠席する旨の届け出があったとの報告があった。議案27号及び議案29号については、個人情報に関することであるため、非公開としたい旨が教育長から発言され、出席委員全員が了承のうえ、非公開とした。

### 1 議 案

第 24 号 平成 2 8 年度 1 2 月補正予算概要

[ 説明 ] 総務課

白川委員 質問になりますが、学校施設課の中の峡南地域と児童支援施設と2項目があつて、ここに建設事業費と書いてありますが、建設事業費の中の一部みたいな費用を当て込んでいるんだけど、何でこういうふうになるんでしょうね。

小島課長 事業名を建設事業費として、その建設に掛かる経費がどのくらい掛かったかというのを最後の集計をするものですから、測量であるとか設計であるとか、基本設計、実施設計、全部入れて最後の外構工事が終わって幾ら掛かったかというふうな取りまとめをするためにそういう事業名、事業費名、事業名の中に入れ込むという形になっています。  
またこれをさらに細目に設計費であるとか、工事費であるとか、何とか費であるとか、細かくまた細分化されるんですけども、事業名としてはこの峡南地域で新しく造る学校に幾ら全体で掛かったのかということが分かりやすくするために、その大きな器の中に入れ込んでいるということですからこういう事業名になっていま

す。

白川委員 補正予算の一部これと590万ぐらいですか、こっちに持っていったよということであって、ほかのところもまた違う予算のところでは何億みたいな形とか、そういうことになるんですね。

小島課長 そうです。同じこの建設事業費の中で、これは12月でこの設計測量の金が下りますけど、またさらに詳細の設計費が何千万か出てくると思います。そしてさらに建設のほうの工事費が出てくると思います。そういったものがこの事業費の中で次々出てきて、3年間掛ければ3年間で例えば何十億掛かったとか、そういう格好になります。

教育長 建設って用地費と、そのあと出てくるのは敷地の測量するんだとか、もしかすれば場合によっては地盤の測量をしたりするし、そこからどういう校舎にするんだというの単なる通常の設計ではなくて、基本設計と言って、どういう機能を入れましょうかというようなものが基本設計。そのあと、それを受けて次に実際の建設に備えるべき細かい設計書が出てくる、それが詳細設計。それから本工事をやったりするので、実際の建物の工事以外にもものすごいやっぱり金が掛かるものですから、実際にじゃあ峡南の三校の再編に幾ら掛かったの、1億円ですって、工事費の単純に建物だけじゃなくて、実際のその周辺でも2千万、3千万掛かるので、全体で幾ら掛かったかということをはっきりしておかないとまずいかなということによってこういう事業名で全体を載せるということになっていますね。

和田委員 全体はこのぐらいでというのはあるんですか。

教育長 それを今これからやろうとしているのが基本設計とか、あらかじめじゃあ50億円ぐらいだなというものを、この機能を入れれば、例えば300人の生徒で、こういう工業系ならこういう機能を入れるとかというもので、大体例えば30億円掛かるかなど。そのあとで詳細設計をやると、実は31億8千万円だとかというのが分かってくるので、あらかじめ分かるのは基本設計が終わったあとぐらいな話ですかね。それで本体工事の予算を取り始めるという形になります。

白川委員 そうということですね。

教育長 ほかに何かありますでしょうか。  
それでは本案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

#### 【原案どおり決定】

### 第25号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及びb給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 〔説明〕 福利給与課

白川委員 給与とか所得を上げるというのは、ものすごく重要なことであって、本来の姿で私は望ましいことだと思います。ちゃんと良き仕事をして、成果があった上には給与が上がるとするのは当然のことであるということです。一つ引かかるところが「民間と比べて」ということをよく使いますが、民間と比較している視点だけでは私はちょっと言葉が足りてないのかなというのは、私は民間側の人間として非常に思うところであるということです。  
例えば民間の側のほうで給与を決めるだとか、上がるだとか、下がるだとかと決める時には、その全体の組織の業績だとか、取り組みだとかというものが付いて回る。給与を上げる時には必ずそういう話が出てくるということがあってです。  
それから民間が給与を今維持できているのは、かなりのバブルが崩壊したあとに努力をしていて、リストラだとか、これリストラが私はいいいとも思っていないんですが、社内の改善だとか、例えば鉛筆一本買うのだって今は変えない努力をしないと、例えばこういうところにある封筒だってもうなくなってしまおうとか、本当に紙一枚までを管理するというのを結構やったりしている。  
前も話が出たと思いますが、民間の中では、これもう大手さんなんですが、廊下にセンサーまで付けて、そこを何秒で歩くかということまでスピード感を出し

ているって。それから席なんか座っている椅子を取ってますよね。事務的な仕事を早くするためには、もう立ち作業で机を上げて立って作業するとか、そういうような血のにじむような努力もあってというところはぜひご理解はいただきたいと思います。

ですから民間と単純に比べるとというふうに聞こえてしまいますので、できればそういうところで、ただ教育として山梨県の全体の努力というのを今後さらに、だからしていくんだとか、こんなような成果があるんだとか、そういうところをぜひ何かコメントでどこかに出していくほうが私は聞こえやすいというか、私が今聞いていてそういうふうに思ったところがございますので、そんなところも考えていただければと思います。

柏木 課長

公務員に対して、教職員に対しても非常に厳しい目があるということ、これは私どもだけではなくて現場の教員職員もそうだというふうに思います。やはり給与に見合った仕事をするというのは非常に大切なことだというふうに思っております。その点でも、単純に比較ということではないんです。役職であるとか、年齢であるとか、いろんなことをやりながら最終的なものが出てきているわけですが、これとはまた別の話として、やっぱり仕事というものにしっかりと向き合う。でもやっぱりしっかりとした給与を支給することによって先生方の安定した生活を支えながら、そして思う存分に仕事をしていただくというようなこともありますので、やはり給与というものは仕事と非常に密接に結び付いているんだということ、うちの課としても周知をしていきたいし、それから先生方に給与の明細というのをお渡しをしております、先生方給与の明細の、どれが何というのは中々見方もよく十分に理解していない部分もございまして、これは学校の事務職員を通しながら、ここの部分はこういうふうなところから出ているもので、ここはこういうものだというようなことを事務職の部会等で周知をしていただくような、そんなような取り組みもしておりますので、委員さんおっしゃるようにしっかりとした給与というものは仕事に見合ったものという、いわゆる職務給ということだというふうに思いますけども、そういったことに合うような、そういった仕事をそれぞれしっかりとやっていきたいと思います、それはうちの福利給与課としているんなら場面ですらそういったことも話ができばいいかなと考えております。

白川 委員

私がね今お話ししたかったのは、多分システムのだとか事務的だとかというところよりも、倫理的なだとか精神的だとか、そういうような部分のことかもしれないです。ですからぜひお立場として先生だとか、ほかの方にこういうことができることというのは、そういう先生たちに期待しているところもある。職員の皆さんに期待しているところもあって、だから襟を正して行こうじゃないかというようなことを必ず僕は伝えていくというのは大事な部分じゃないのかなというふうに、そんなふうなことはぜひ、やっていращやると思うんですが、さらにやっていただければと思います。

和田 委員

今、係わっている学校現場も大変問題が山積してしまっていて、超過勤務をこれから改善していこうということですけど、先生方もかなりストレスを抱えて仕事をし、いращや先生方もいますので、がんばってほしいということに繋がっていくのかなと思いますので、そういう意味でもまた現場のほうに声を掛けていただいたりしていただければありがたいなと思います。お願いします。

【原案どおり決定】

第 26 号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

〔説明〕 福利給与課

【原案どおり決定】

第 27 号 職員の処分について

( 非公開 )

〔説明〕 高校教育課

【原案どおり決定】

第 28 号 山梨県立図書館の指定管理者の指定について

[ 説明 ] 社会教育課

- 白川委員 図書館を運営するという時に、一つの機関が手を挙げて進出したということなんですけど、ここの選定基準および審査項目って、この機関は先ほど今までもやっていたことありますよね、そこに対しての評価って結構大事なことだと思うんですけど、例えばそれを前回やっていて、ここの会社さんがこれだけの実績を上げたただとかというところの点数というのは、経験者だったらもう絶対そのところが前提であって来るという、そういった評価はあるんですか。
- 岩下課長 こちらの61ページにあります選定基準の中には、その辺りも含まれているということになってくると思います。
- 白川委員 例えば前回今までやっていたんだけど、この機関だったらもう絶対だめだと思うよねというのは誰しもが分かっていたとします。でも手を挙げたのがここだけだったとなったら、じゃあどうされるんですかと思ってしまったんですけど。
- 岩下課長 そうですね。実際に聞き取りとか、ヒアリングで判断するわけですけども、実際に評価についてはこちらに細かいところは載せさせていただいておりませんけれども、その辺りを含めまして総合的に判断させていただいて、細かいコメントもいただいているところであります。
- 白川委員 ですよ。多分そうなると思います。そうするとこの選定と理由のところ新しく要求するというか、ここにちょっと触れていますよね、サービスを向上してくれるだとか、維持管理に期待が持てるかというのは、一つはこちらから要望するということですね。つまりお約束みたいなものですよ。これやってくださいよねというものであるならば、この方たちはそれをやったことを報告するとか、結果を必ずやっていただいたのかどうか。せめてプロセス、結果が出なくても。そういうことの確認ってどうなんでしょうかね。
- 岩下課長 募集要項の中にある程度書かせていただく中で、また協定書でも細かいところまで触れさせていただいております。
- 教育長 まず法人が、対象が違うので「きらっとやまなし共同事業体」というのが来年の4月からですけども、それまでの5年間は法人の名前何ていいますか。
- 岩下課長 山梨文化会館がトップです。
- 教育長 山梨文化会館さんがこの甲府ビルサービスさんとNTTファシリティーズさんと一緒に申し込んでいるのが、まず事業体が違うので、全く一緒にすることは、比較することはできない。今、全く過去やっていた事業体がそのまま来た場合には、今までどうやってやっていたって、提案したことがちゃんと守られているかという、モニタリングをしっかりとしていますので、例えば報告書、例えばどのぐらいの方が来たとか、それから利用者へのアンケート調査によって、この施設はちゃんとあなた方が満足したようなサービスをいただきましたかというような趣旨のアンケート調査をやっていきますので、そういう点で甲府ビルサービスさんがやるべき役割とか、NTTファシリティーズさんがやるべき役割というものの評価というのは過去の部分では間接的にはできません。ですので、それからもう一つは、この内容が今後担保されるかということ、相手方から出てきた提案が、その後契約の中に仕様書として相手方のやるべき契約の条項と合わせて、提案した内容は契約の中に盛り込まれてきますので、その提案したとおりにはやらないという契約条項でちゃんとやることになっているということになって契約で押さえてあるので、そういう点では担保できるような仕組みにはなっています。元々この選定基準とか審査項目の前提として、施設をどういうふうに維持管理するんだという施設の基準、その管理する基準だとか、どういうサービスを展開を必要最低限やってくれるんだという、そういうサービスの範囲だとか、内容の定義付けをして相手方に提案を求めているので、それに対してそれ以上の必要最低限とそれ以上、こういうサービスをうちがやるからいかがでしょうかという内容が挙がってきていますので、それを踏まえてこの選定基準と審査項目の審査に当たっていますので、相当のボリュームのある提案書が出ているはずですので、そ

という点ではしっかりとした審査ができている仕組みは作られています。

白川委員 しっかりした図書館の管理が思うところをやっていただけるんだ。そういうふうな機関なんだということがちゃんと分かって、そうやっていただけるんだったらそれが一番望ましいと思いますので。

教育長 プロポーザルの方式なので、単なるお金の話だけではなくて、サービスの内容を合わせて審査することになっているので、そういう点では単純にお金だけの入札とは違って、今委員さんが言われたようなそういうサービスの向上という点もしっかりチェックできるような提案かどうかの審査と、その後の契約上の縛りができるというような仕組みがこの指定管理の仕組みなので、そういう点では白川委員さんのご心配された件については一応仕組み上は制度として過去の状況、それから今後の縛りというのはできるようなものができているということです。

白川委員 分かりました。

小島課長 合わせて今の指定管理の制度ですと、教育長が今申しましたアンケートを基に毎年毎年当然社会教育課では報告をまとめます。それを庁内で報告をして、その所管する課が知事部局にあるんですが、それだけでは手前味噌ですので、県議会に出資法人と指定管理の特別委員会というのがありまして、そこに必ず毎年報告をした上で、県会議員さんの特別委員会の委員さん方からご指摘を受けると。ここが好ましくないじゃないかと、ここをこうするべきじゃないかと。それに基づいてまた改善策を出すというようなことの検証も指定のあとに行っているのが現状です。

白川委員 分かりました。

岩下課長 報告書は毎月出していただいておりますし、アンケートにつきましては年に4回、モニタリングも私も実際3回は伺って直接指定管理者と面接をしております。そういった中で業務については適切に指導できるかなと思っております。

白川委員 分かりました。

和田委員 採点結果が61ページのところにあるんですけども、配点と実際の「きらっとやまなし共同事業体」のほうの点を見ますと、例えば2番とか6番というのは結構大事なことじゃないかなとも思うんですけど、配点に比べて低いんですけども、これは例えばこういうところはどんなふうに捉えているんでしょうか。ただ合計が何点以上になればいいというようなことなんでしょうか。

岩下課長 今回は一つの団体さんしかありませんでしたので、二つ以上あれば一番高いところということになりますけど、今回一つでしたので特に何点以上という設定はございません。ただ選定委員会の中で見ていただきまして、この点であれば大丈夫だろうということで決をいただいております。それぞれ今、和田委員さんご指摘のように2番であるとか、6番であるとか、細かいところも見ていただく中で、先ほどのなお書きで書かせていただいたようなところですね、細かいところについても、ただ全てこれでいいですよということではなくて、こういったところはなお書きとして努力していただきたいということをあえて入れさせていただいているところです。

和田委員 特色を出す部分じゃないかなと思うので、その部分がちょっと低いかなという感じがしたんですが。

岩下課長 一つには「SPSやまなし」というところがサントリー系のグループでございまして、大きな企業で全国展開しているところであります。そういった安定感はあるんですけども、やまなしらしさというところをもう少しいただきたいということで委員さんからもご意見をいただいております。

教育長 施設によってこの配点って本当にもう必要最低限のものをやってくれば安いほうがいいよというような施設とか、今委員さん言われたようにもうちょっと提案くれよとか、いろんな施設によって違うし、必要最低限の業務資料をどういうふ

うにきっちり書くかによっても違うんですけども、例えば図書館の管理をやっ  
て、もう本当に図書館側がしっかりと維持管理ができるかが40ポイントあるん  
ですけども、決してその2番と6番の点数がほかの施設と比べて低いというわけ  
ではなくて、バランスを考えながらやっていることはやっています。

白川委員 ちょっとお聞きしたいんですが、この予算の中に、これは本を買う予算とは別で  
すか。

岩下課長 別です。この指定管理の部分と言いますのは、図書館の本館の部分と言いま  
すか、中核の部分は直営でやっております、お願いしたのは施設管理ですとかイ  
ベントスペースの管理という部分が主なものになります。

白川委員 分かりました。

武者委員 この今回のこういった空いたスペースとか、その詳細等について、審査結果の詳  
細については情報公開を快適に行うことができますというのがありますが、今回  
の例えば過去4年間のこういうところにすごく重点を置いて、ここが評価を受け  
ましたアンケートですとかと、いいところだったですとか、詳細が分かるという  
ことなんでしょうか。

先ほど白川委員さんがおっしゃったように、今までのところというのはどうい  
うところが良かったですとか、いろんな会議に使えたりとかと、非常に県民のた  
めに使いやすい形になっているかなと思うんですけど、そういったことを4年間ご  
とですか、これは、評価したものが具体的に見えると県民にとっても私たちに  
とっても非常にそれが評価に、じゃあここをもう少しよくしたいから、次の4年  
間新しい事業者さんをお願いしたいなということが割と分かりやすいと思うん  
ですけど、これだけだと何か漠然として、先ほど和田委員さんがおっしゃられたよ  
うに、これだとこの点数が低いけど、あと今回7割だったからいいけど、5割  
だったらどうするんだろうとか、そういった疑問がこの点だけだとちょっと思っ  
てしまったので。

岩下課長 今回の結果につきましては、行政文書になっている部分については基本的には公  
開ということと、ほかの施設も含めまして毎年評価したのものについてはホーム  
ページ上で見るできるようになっております。

教育長 過去一度足切りしたのが1回あったですね。一つしかなくて、点数が低くて、  
ちょっとここにはお任せられないなというのは1回ありましたので、決して足切  
りの基準の点数があるわけではないんですけども、点数の提案の内容を見なが  
ら、不安であれば契約をしなかったという事例は確かにあります。

和田委員 そうすると前までのところに延長してお願いしていただくような形になるん  
ですか。

教育長 もう1回再募集です。これは来年の4月なので、実際の手続きというのは今年の  
春ぐらいから始まっていて、かなり前からやるんですよ。もう一回できるぐら  
いの時間があるので、もしこれが一社で内容が不安であれば、もう一回多分再募集  
掛けてやったかと思います。

それから先ほどの和田委員さんの関係で、図書館とそれから美術館、文学館、こ  
の三つは企画部門は県の教育委員会の職員が直接やっているの、そこだけは業  
務の中に入っていないんですね。ほかの施設はもう丸ごと全部提案をお願いを  
しているの、企画が少しもし低いとすれば契約自体もかなりのこと、例えばど  
ういう本を買うかとか、どういう金額で買うかというのは教育委員会の職人が担  
っていますので、そういう点では少し維持管理のほうが多分多くなっているの、  
そういう点では少し低くても大丈夫なのかなということもあるかと思います。

和田委員 別な施設ですけど、指定管理になったらちょっと中身がだいぶ変わってしまった  
というところが、教育関係じゃない・・まあ教育関係ともちょっと、そういうと  
ころがあったのでちょっと心配だったので・・。

教育長 その三つは根幹のところはちゃんと県がしっかり職務を担うようにという、そう  
いう決めでやっているところなので、そこは多分大丈夫かだと思います。  
それでは本案件については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

【原案どおり決定】

第 29 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について  
( 非公開 )  
[ 説明 ] 社会教育課

【原案どおり決定】

2 報告事項

(9) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内における無断開発について  
[ 説明 ] 学術文化財課

白川委員 質問なんですけど、これは例えばそこに無断で、過去ですけどやっちゃったということは元に戻せみたいなやつとかがあって、そういうことはいいんですか。

小澤課長 まだ開発途中の段階ですと、そこにどんな遺構があったりとか、どんな遺物があつたりとかというのが分かりますので、途中であれば原状回復だとか工事中止とかということはあるんですけども、もうすでに建てちゃったと。その遺構が何があつたのかも全然分からないということですので、それに対して何かということは今のところ考えておりません。

白川委員 それにこれは埋蔵文化財自体に何かかなり影響ってどうだったんですか。

小澤課長 遺跡イコール埋蔵文化財包蔵地と考えていただければと思うんですけども、そこ自体にはいろいろなものが、先ほど遺物、遺構がいっぱい入っている所ですので、開発する前には試掘なりとか、本調査をするなりして、どんなものがあつたかというのは記録保存をするというのが基本でございまして、今回そこに何かあつたかどうかというのは分からないと。もう建っちゃっているんで、壊されちゃっているということでございます。

武者委員 建てちゃったってなってくるともう何もしようがないということですよ。それに対して罰則規定もないとなってくると、一応嚴重注意ということなんですけど、NTTドコモさん側からするとちょっとごめんなさいというふうに言って、とりあえずこうやってできちゃうよねということにならないかなというのが、やっぱりちょっと心配なのと、あとやはり山梨県のすごく大事な財産である物、ほかにもし何か出ていたとしてもバキバキに壊して埋めちゃって分からないという状態になっていたと思うんですけど、これをこのままにしていいいのかなというのが疑問としてあります。  
ですから今回は大元がNTTさんだったり、やはりあと二つの会社が係わっているということなんですけども、その会社側に対してももう少し何か罰則規定みたいなものを。ちょっとこれはもう二度とこういうことは起こしちゃいけないということのための何か行政的なものというのが、この指名停止等報のペナルティーというか、そういうものがないと、また再発してしまう可能性が高いんじゃないかなということをちょっと危惧しているんですけど。

小澤課長 これらの罰則規定がないというのは、基本的に埋蔵文化財法は、かなり性善説的なものに立っておりまして、こういう事例って余りないんですね、基本的に。海外だとかなりあるそうなんですけども、日本にはこういう事例が少ないということで、その罰則規定みたいなものは設けていないということでございます。

武者委員 今回はよほど悪質ということですよ。

小澤課長 悪質です、はい。こういうことがどんどん行われてしまうんじゃないかということで心配していただいているということでございますけども、基本的に今回大きくマスコミのほうにも記者発表させていただきまして、企業名を出してこういう事例があるということであれば、かなりその世界で大きく取り上げていただけるというふうに思っておりますので、そういう部分だとかなり社会的制裁というのは受けることになるのではないかなというふうには思っております。  
あとほかに何かできないかと、こういう指名参加以外に何かできないかということについては、今回再発防止策も含めてNTTドコモ社側に頼末書を出させます

ので、その顛末書を公開するという内容には深く反省していただくような顛末書を出していただくということで対応していきたいというふうに思っています。

- 白川委員 今の名前はというのは、ちゃんとこの一番下で実行した会社までの名前がということ。
- 小澤課長 ただ元受けがあくまでもNTTドコモですので、基本的にはNTTドコモが最終責任者ということでございます。そして名前につきましても、すでに記者説明とかで公表しておりますので、その部分もすでに公表済みでございます。
- 白川委員 何か、やっちゃったもん得というふうなイメージになってしまうのが悔しいなと・・・
- 小澤課長 悔しい、うちらすごい悔しいです。ただ現状できるということであれば、こういうことができる範囲だというふうに。
- 白川委員 予算が多分厳しい中でこういう作業を下請けの下請けぐらいの会社さんの気持ちは僕すごい分かるんですよ。削るものを悪意的に削ってってしまうという、面倒臭いことだとか、そんな過去もあったんじゃないのかな何ていうふうに想像はしちゃうんですけどね。
- 小澤課長 ここは一つこの社員の方がお亡くなりになっていまして、実情が分からないというのがその会社、建設会社自体も分からないということでございます。
- 和田委員 偽造文書もこんなに簡単にできちゃうものなんではないでしょうか。偽造文書についてはどうなのでしょう。
- 小澤課長 偽造文書については、基本的に南アルプス市のほうの対応になります。南アルプス市のほうにつきましても、基本的にはまずは南アルプス市の顛末書の提出をお願いしたいということもでございます。南アルプスのほうでは偽造している本人が死亡しているということと、もう一つ、今後本人が行った行為が例えば会社に強要されているとか、組織的に関与があったとかというようなものが、新たな資料が出てくれば告訴等をする考えはあるんですけども、現状そういうものがなくて、本人も死亡しているということであって、南アルプス市の教員委員会側では告訴は見送る方向だというご判断を現状はしているということでございます。
- 教育長 和田委員さんはそういうことを言われているんじゃないかと、簡単にできるかどうかという話です。  
NTTドコモさんとこの会社の信頼関係があったのかなと思ったんですが、南アルプスの教育委員会の公印が押してあるような文書です。
- 和田委員 そんなことが簡単にできるのでしょうか。
- 小澤課長 その文書自体はどうも富士河口湖町長がある工事現場のそういった者に対して出した通知を南アルプス用に偽造したものでございます。
- 教育長 この印影は多分南アルプス市の印影じゃないですね。全然読めないんですけども、多分違うんです、アルプスという字がないので。
- 小澤課長 印影は県内の別の市町村の印影を、多分データか何かを切り貼りしたような形で偽造したということではないかと思えます。
- 教育長 まあこれが本当に南アルプスの公印かどうかというのは印影を確認しないと、実印みたいなチェックって中々私も一致しませんからね。
- 和田委員 勝手に作られちゃってね、何か委員会、教育長が見ているということになりますよね。何かすまんことですよね、これが通ってしまっ。それがすごく怖いという気がしました。
- 教育長 本来なら偽造文書なので刑罰の話なんですけど、ご本人お亡くなりになっているの

で分からないんですね。  
よろしいでしょうか。

【 了 知 】

3 その他報告      な      し

{ 教育長閉会宣言 }